

## 緊急小口資金特例貸付の郵送申請について

- 1 貸付の基本的な要件等については、本会ホームページ上のパンフレット「一時的な資金の緊急貸付に関するご案内」でご確認下さい。
- 2 申請書類の送付先は、山口県社会福祉協議会になりますので、下記の申請先に郵送してください。

※送付の際は、宛名の下部に必ず「特例貸付申請書類在中」と記載をお願いします。

- 3 借入申請にあたっては、下記の書類が必要です。  
(1)～(4)の書類については、本会にお電話いただければ郵送いたします。  
また、厚生労働省のホームページからも入手が可能です。

【厚生労働省様式アドレス】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627403.pdf>

- (1) 緊急小口資金特例貸付借入申請書

※確認等でお電話をさせていただく場合がありますので、日中繋がる電話番号を鮮明にお書きください。

- (2) 緊急小口資金特例貸付借用書

- (3) 緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

- (4) 収入の減少状況に関する申立書

- (5) 本人確認ができる書類（運転免許証・健康保険証等）の写し

※個人番号（マイナンバー）が入っていないものを提出して下さい。

- (6) 世帯全員の住民票（個人番号、本籍以外に省略の無いもの）

※個人番号（マイナンバー）が入っていないものを提出してください。

- (7) 通帳・キャッシュカード等、振込口座を確認できる書類の写し

※口座名義・口座番号・支店名等が記載されているページが最も望ましいものになります。

【問い合わせ先・申請先】

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

生活支援部 資金班

〒753-0072

山口県山口市大手町9番6号

☎083-924-2813